

四 半 期 報 告 書

(第57期第3四半期)

高松機械工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	17

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第57期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 松 喜与志

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)1410

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 四十万 尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	11,670	13,457	16,981
経常利益 (百万円)	345	910	906
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	355	610	730
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4	691	551
純資産額 (百万円)	11,805	12,685	12,355
総資産額 (百万円)	18,782	20,842	19,961
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	32.38	56.00	66.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	55.64	66.39
自己資本比率 (%)	62.8	60.7	61.8

回次	第56期 第3四半期 連結会計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.04	25.50

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善、個人消費の持ち直しがみられ、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの主力分野である工作機械業界においては、平成29年12月の業界受注総額が単月として初めて1,600億円を超え、過去最高の1,659億円に達するなど、国内外の需要は依然として旺盛であり、当第3四半期連結累計期間の業界受注総額は前年同期に比べ38.2%の増加となりました。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の連結売上高は134億57百万円と、前年同期に比べ17億87百万円(15.3%増)の増収となり、営業利益は8億96百万円(前年同期比146.5%増)、経常利益は9億10百万円(同163.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は6億10百万円(同71.6%増)の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりあります。

① 工作機械事業

工作機械事業の当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は120億21百万円(前年同期比15.7%増)、営業利益は8億68百万円(同129.5%増)となりました。

地域別の売上高については、内需及びアジア向けが好調だったものの、北米及び欧州向けが不調で、内需は85億77百万円(同27.6%増)、外需は34億44百万円(同6.2%減)、外需比率は28.6%(前年同期は35.3%)となりました。

工作機械受注高については、内需・外需ともに好調だったことにより、147億64百万円(前年同期比40.8%増)となり、工作機械受注残高は110億40百万円(同74.2%増)となりました。

当第3四半期連結累計期間における主な取り組みとして、国内外の展示会でのプロモーションを通じた受注獲得に努め、平成29年4月に中国で開催されたCIMT2017、5月に石川県で開催されたMEX金沢、9月にドイツで開催されたEMO2017等に出展し、2スピンドル旋盤「XW-60」などの展示を行いました。また、海外の連結子会社においてプライベートショーを実施しました。

製品面では、ツインタレット合わせ8本の回転工具を装着可能で、多彩な複合加工により効率的な工程集約が可能な「XTT-500M」、及び「GSL-10」をモデルチェンジし、コストパフォーマンスを重視しつつ中空チャッキングシリンダの搭載等により使いやすさを向上させた「GSL-10H」を新たに発表しました。また、日刊工業新聞社主催の第47回機械工業デザイン賞において、スカイビング加工専用機「SKV-8」が機能とデザインの両面で評価され審査委員会特別賞を受賞しました。

② IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業の当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は8億82百万円(前年同期比67.8%増)、営業利益は65百万円(前年同期は1百万円の営業損失)となりました。

当第3四半期連結会計期間も引き続き半導体関連及びその他の製造請負案件の売上高が伸長したことにより、四半期会計期間としては過去最高の水準に達しました。売上高の増加に伴い営業利益も増加し、前年同期に比べ大幅な改善となりました。

③ 自動車部品加工事業

自動車部品加工事業の当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は5億53百万円(前年同期比26.4%減)、営業損失は34百万円(前年同期は13百万円の営業損失)となりました。

当第3四半期連結累計期間を通じて大手顧客の生産計画の下振れの影響が生じており、売上高が低調に推移した結果、前年同期に比べ営業損失が拡大しました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は208億42百万円となり、前連結会計年度末に比べて、8億81百万円増加しました。

その主な要因としては、受取手形及び売掛金が12億19百万円減少したものの、たな卸資産が10億83百万円、電子記録債権が9億35百万円、流動資産のその他(前渡金等)が1億44百万円増加したことによるものです。

② 負債

当第3四半期連結会計期間末の負債は81億57百万円となり、前連結会計年度末に比べて、5億52百万円増加しました。

その主な要因としては、未払法人税等が2億14百万円、長期借入金が98百万円、賞与引当金が95百万円減少したものの、電子記録債務が3億86百万円、支払手形及び買掛金が3億17百万円、流動負債のその他(前受金等)が3億1百万円増加したことによるものです。

③ 純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産は126億85百万円となり、前連結会計年度末に比べて、3億29百万円増加しました。

その主な要因としては、自己株式が1億52百万円増加(純資産は減少)したものの、利益剰余金が3億91百万円、その他有価証券評価差額金が64百万円増加したことによるものです。なお、自己資本比率は60.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことから、工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には安全でメリットのある商品を、従業員には生活の安定と希望を、株主には適切な配当を提供するとともに、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体质の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

III. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとって重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)の継続を第56回定時株主総会(平成29年6月28日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成29年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

(<http://www.takamaz.co.jp/pdf/170509-3.pdf>)

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の

会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求ることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第56回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって継続されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1億38百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年12月31日	—	11,020,000	—	1,835	—	1,776

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 186,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,830,900	108,309	—
単元未満株式	普通株式 2,400	—	—
発行済株式総数	11,020,000	—	—
総株主の議決権	—	108,309	—

② 【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1-8	186,700	—	186,700	1.69
計	—	186,700	—	186,700	1.69

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,957	3,010
受取手形及び売掛金	4,634	※2 3,414
電子記録債権	2,978	※2 3,913
商品及び製品	728	1,005
仕掛品	1,047	1,678
原材料及び貯蔵品	978	1,152
その他	593	737
貸倒引当金	△15	△9
流動資産合計	13,902	14,905
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,400	1,349
土地	2,262	2,262
その他（純額）	1,133	1,011
有形固定資産合計	4,796	4,623
無形固定資産	66	36
投資その他の資産		
その他	1,230	1,312
貸倒引当金	△34	△34
投資その他の資産合計	1,196	1,277
固定資産合計	6,058	5,937
資産合計	19,961	20,842

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,833	2,151
電子記録債務	2,451	※2 2,838
短期借入金	858	793
未払法人税等	289	74
賞与引当金	181	86
役員賞与引当金	40	30
製品保証引当金	59	69
その他	549	850
流動負債合計	6,264	6,894
固定負債		
長期借入金	293	194
退職給付に係る負債	623	618
長期未払金	387	387
その他	37	62
固定負債合計	1,340	1,263
負債合計	7,605	8,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,818	1,814
利益剰余金	8,450	8,842
自己株式	△11	△164
株主資本合計	12,092	12,328
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	72	137
為替換算調整勘定	238	255
退職給付に係る調整累計額	△66	△64
その他の包括利益累計額合計	244	328
新株予約権	4	13
非支配株主持分	14	15
純資産合計	12,355	12,685
負債純資産合計	19,961	20,842

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	11,670	13,457
売上原価	8,876	9,966
売上総利益	2,793	3,491
販売費及び一般管理費	2,429	2,594
営業利益	363	896
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	11	8
再生物売却収入	9	12
その他	29	24
営業外収益合計	52	48
営業外費用		
支払利息	7	4
持分法による投資損失	63	19
為替差損	—	8
その他	0	2
営業外費用合計	70	34
経常利益	345	910
特別利益		
固定資産売却益	1	—
投資有価証券売却益	169	0
特別利益合計	170	0
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	515	909
法人税、住民税及び事業税	96	254
法人税等調整額	68	48
法人税等合計	164	302
四半期純利益	350	607
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△4	△3
親会社株主に帰属する四半期純利益	355	610

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
四半期純利益	350	607
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△70	64
為替換算調整勘定	△164	11
退職給付に係る調整額	5	1
持分法適用会社に対する持分相当額	△116	5
その他の包括利益合計	△346	84
四半期包括利益	4	691
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12	694
非支配株主に係る四半期包括利益	△7	△2

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 輸出手形割引高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
輸出手形割引高	14百万円	一千万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	一千万円	169百万円
電子記録債権	一千万円	7百万円
電子記録債務	一千万円	24百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	353百万円	318百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	131	12	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	76	7	平成28年9月30日	平成28年12月9日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	142	13	平成29年3月31日	平成29年6月29日	利益剰余金
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	75	7	平成29年9月30日	平成29年12月8日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,392	525	752	11,670	—	11,670
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	—	—	7	△7	—
計	10,399	525	752	11,677	△7	11,670
セグメント利益又は損失(△)	378	△1	△13	363	0	363

(注) 1 売上高の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額0百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	工作機械事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,021	882	553	13,457	—	13,457
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	—	—	18	△18	—
計	12,039	882	553	13,475	△18	13,457
セグメント利益又は損失(△)	868	65	△34	899	△2	896

(注) 1 売上高の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去額であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額△2百万円は、固定資産の調整額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	32円38銭	56円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	355	610
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	355	610
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,991	10,903
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	55円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	70
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	平成28年11月11日取締役会 決議による新株予約権 普通株式 240,000株	—

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有してい
る潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第57期(平成29年4月1日から平成30年3月31日)中間配当については、平成29年11月10日開催の取締役会において、
平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 中間配当金の総額 | 75百万円 |
| ② 1 株当たり中間配当金 | 7 円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成29年12月 8 日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

高松機械工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 久 晴 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笠 間 智 樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

北陸財務局長

【提出日】

平成30年2月14日

【会社名】

高松機械工業株式会社

【英訳名】

TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 高松 喜与志

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

石川県白山市旭丘1丁目8番地

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高松喜与志は、当社の第57期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

